

3 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成21年3月27日 (金)

午前9時

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- (1) 秦野市立小・中学校における携帯電話の取扱い及び指導等に係る基本方針について
(資料 1 教育指導課)
 - (2) 平成20年度運動部活動検討会の報告について (// 2 //)
 - (3) 平成20年度就学指導の結果報告について (// 3 //)
 - (4) 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加について
(// 4 //)
 - (5) 平成20年度秦野市適応指導教室「いずみ」の運営について (// 5 教育研究所)
 - (6) スポーツ施設等の管理運営について (// 6 スポーツ振興課)
 - (7) 臨時代理の報告について
- ア 報告第4号 教育委員会事務局職員（課長級以上）の任免について
(// 7 教育総務課)
- イ 報告第5号 教育委員会職員（園長及び教頭）の任免について (// 8 //)
- ウ 報告第6号 秦野市立小中学校管理職の退職の内申について (// 9 学校教育課)
- エ 報告第7号 秦野市立小中学校管理職の任免の内申について (// 10 学校教育課)

4 議 案

- (1) 議案第6号 秦野市教育委員会教育目標及び平成21年度秦野市教育委員会基本方針・主要施策について
- (2) 議案第7号 秦野市教育委員会関係施設の防火管理者を定める規程の一部を改正することについて
- (3) 議案第8号 秦野市教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則の一部を改正することについて
- (4) 議案第9号 秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて
- (5) 議案第10号 秦野市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程及び秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて

5 請 願

教科書採択についての請願

6 協議事項

7 その他

8 閉 会

平成 2 1 年 3 月 定例教育委員会会議録

日 時	平成 2 1 年 3 月 2 7 日 (金) 午前 9 時 0 0 分～午前 1 1 時 0 5 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 石井 邦男 生涯学習部長 草山 政義 教育総務課長 二階堂 敬 生涯学習課長 木村 均 学校教育課長 牛田 洋史 スポーツ振興課長 武井 敏一 教育指導課長 図書館長 和田 義満 (兼)教育研究所長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 諸星 昇 教育総務課庶務班主事補 笹森 信之
傍聴者	4 名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただ今から、3月定例教育委員会会議を開催します。お手元の会議次第に沿って進めます。

まず、前回の定例会議録の承認について、質問、意見等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

それでは、前回会議録を承認してよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

前回の会議録を承認します。

次に、教育長報告に入ります。教育長報告(7)の臨時代理の報告についてのうち、ア「報告第4号教育委員会事務局職員(課長級以上)の任免について」及びエ「報告第7号秦野市立小中学校管理職の任免の内申について」は、神奈川県教育委員会の人事異動と整合を図る必要があるため、今日の時点では公表できない部分が含まれています。そこで、秘密会での報告としたいと思いますが、よろしいですか。

—異議なし—

委員長

それでは、(7)のア「報告第4号」及びエ「報告第7号」については秘密会での報告とします。

委員長

それでは、教育長報告をお願いします。

—教育長が教育長報告8件を報告—

教育長報告の(1)と(2)について、質問、意見等はありませんか。

高橋委員

携帯電話の取扱いについて、年間計画に位置づけて取り組むこととなっていますが、学校によっては業者を呼んで講習会を開いているということも聞きました。学年によって話の内容が変わって当然だと思いますが、どのような計画を立てていますか。

教育指導課長

今年度、業者等との連携の研修会、校内の子どもたちへの啓発の事業ということで6～7校の報告が教育指導課に入っています。年間計画の位置づけは2つの側面がありまして、例えば、小学校5年生の社会科の授業計画の中には、情報教育という単元があります。その中にモラル教育の部分が含まれており、授業で取り扱うことになっています。中学校では、技術科の中でモラル教育が位置づけられています。

このような指導要領に定められている、教育課程の中での位置づけとしての年間計画という側面と、もう一つは児童・生徒指導の一つの指導の場として、学級活動、特別活動という位置づけの中で、外部の講師など専門家を呼び、行うものです。

ここでお願いしているのは、学年の実態に応じ、そのような場を設定し、校内研修会や、授業を校内で行うことを年間計画に位置づけて、突発的にならないように指導を行ってほしいということです。

高橋委員

小学生の場合、低学年でも携帯電話を使っているお子さんが多いということを聞いたので、最初の段階で危険性を周知していくことも重要なことだと思いますが、小学校低学年向けはどのようなになっていますか。

教育指導課長

現在の報告の中では、低学年を対象とする研修会はありませんが、ご指摘のとおりです。コンピュータ教育は、小学校で1年生から6年生まで位置づけられていますので、その中でモラル教育を入れるということを、今後も指導していきたいと思います。

望月委員

携帯電話の件ですが、今まで市内で原則禁止ということですが、私も中学校現場にいたときには、些細なことでトラブルに発展することがよくありました。携帯電話の取扱い等を周知してから、学校では再度、共通理解を図って子どもの指導に当たっていると思いますが、大きなトラブル等の報告はあったのでしょうか。

それから、携帯電話の使い方については、家庭の役割が大事になってくると思います。そのような視点から考えて、「家庭や地

教育指導課長

域に対する働きかけについて」という項目が入ったと思いますが、その視点は確かなものだと思います。これを機に、改めて文部科学省、県、市としてはこのように考えているという基本的な考え方について、市P連等に説明や協力要請をしましたか。

この通知は、1月末の文部科学省の通知を受けまして、2月18日に出しています。その後、指導に起因したトラブルの報告はありません。中学校で、本年度上半期においては、携帯電話を用いた、人権的に問題がある事例が発生している実態はあります。

市P連との協力要請は、現在のところ、まだ市P連との連絡調整は行っていませんが、携帯モラルについては、市P連、児童会や生徒会、あるいは今年度行った「いじめを考える児童生徒委員会」とリンクしながら取り組んでいくという方向性は持っています。関係者を集めた委員会や検討会のようなものを想定していますので、市P連との連絡調整を行っていくことを視野に入れて取り組んでいます。

望月委員

家庭との連携が大事になってくると思いますが、各学校ではそれなりに学校、保護者、地域の実態に応じて、何らかの働きかけをしているのではないかと思います。基本的に市としても、連携というのはお互いに行ったり来たりということが基盤になると思います。今、課長がおっしゃったようなことをこれからも継続して、お互いに行ったり来たりしながら情報交換し、市の考え方を保護者に理解してもらい、保護者の考え方を教育委員会でも理解して、双方向性を持って取り組むようにしていただければと思います。

委員長

よろしくをお願いします。

私は、携帯電話についての資料を見ていて、一つしっくり来ないものがあります。これは前から言われていることだと思いますが、例えば、3ページの神奈川県教育委員会教育長からの文書にある、「いじめ問題や出会い系サイトの有害情報から犯罪に巻き込まれる事件がある」という部分があります。また、「学校への携帯電話の持込禁止」という部分があり、むしろ学校への持込禁止ということが全面に出っていますが、それは、その前の有害情報が子どもを守ることと必ずしもつながらないと思います。これがごちゃごちゃになっていて、学校の子どもへの対応というのは、しっかり分けなければ、話が整理できていないような気がします。

教育指導課長

ご指摘のとおりで、携帯やインターネットの関係につきましては二つの側面があります。一つは電子媒体を用いて、これは市教委通知文の冒頭の部分に書いていますが、児童・生徒指導上の課

題としてつながるもの、つまり、学校に携帯電話を持ってきて何か嫌なことがあったら、すぐに休み時間にでも嫌がらせのメールを送ったり、プロフやブログに書き込んでしまうという加害的な部分、人権的な問題です。もう一つは被害者的なもの、犯罪的なものであり、これはまさにご指摘のとおりです。むしろ学校への持込禁止というのは、前者の方に視点を当てるべきだと認識しています。

委員長

いずれにしても、この話は子どもに指導する前に、大人、あるいは社会に対して訴えることであって、そのような活動をもっと行っていかなければならないのではないですか。これは学校の問題、子どもの問題ではないです。大人の問題であり、私は大人を集めて、大人の意見を聞きたいです。

教育長

まさにそのとおりで、大麻の問題が話題になると、大麻を吸っている青少年はとんでもない、けしからんというのはもちろんですが、大麻を売って金儲けしようとしている人がいます。それは結局大人です。結局、学校は、いろいろなことが起きると、大人社会の歪みを、子どもの方が被害者として受けざるを得ない。それに学校は防戦一方というのが現実です。学校で事が起きれば、教員が悪い、教育が悪いという形で、転嫁されてしまうので、これも禁止せざるを得ないわけです。

しかし、一步学校の外に出て、携帯電話の使い放題となれば、家へ帰っていくらでもいじめはできるし、被害者にもなり得るわけです。大人がブロックをかけるとか、セキュリティをかけるとか言っていますが、それしかないという現実があり、法的規制が何も無いわけです。

例えば、たばこを吸っている青少年がいた場合に、法律違反ですが、注意程度で終わり、大麻を吸っている青少年がいたら、すぐ逮捕です。ですから、同じ法律違反でも重み、軽みみたいなものが世の中であるので、この程度のことは大丈夫だということは、実は大人社会が子どもに提示している現実があると思います。

子どもだけを規制の枠の中に入れて隔離し、大人社会から隔絶させたところで、結局のところは隙間を縫って影響を受けていくというのが現実だと思います。ですから、学校でも行わなければならないですが、家庭に対する働きかけ、企業に対する働きかけも本格的に行わなければならないし、もっと悪いことをする者に対する法的規制を強めないと、これはやり放題です。

委員長

そういうことです。そのような意味では、学校では、子どもたちには当然情報モラル教育が必要ですから、これは強化していた

だきたい。同時に、教育委員会、我々としても、社会に対するアピールは何らかの形でやる必要があるのではないか。そのようなことを相談させていただきたいと思います。

教育指導課長

次に、資料2の中学校運動部活動検討会報告書についてですが、小学校の先生にクラブ活動を指導していただくことは現実的に可能ですか。

部活動の平日の活動に小学校教諭が参加するのは無理だと思いますが、土日の部活動に指導者の位置づけで参加することは可能だと思います。

委員長

それは一般の方として参加するのですか。

教育指導課長

今回の提言では、そのような形で、まず、小学校の先生に働きかけていこうということです。

委員長

これも行き着くところは、部活動は多様化し、指導者が先生だけでは指導が不可能だということになれば、地域の人にお手伝いいただくところに行き着くしかないと思います。それ以外の形はあるのですか。

教育指導課長

そのとおりです。先ほど教育長の方でお話しされた課題の中で、地域の資源に頼っている実態は大きいものがあります。

教育長

これは日本独特の文化なのかなと思いますが、学校の教員が部活動の指導を行い、今、高校野球も華やかに行われていますが、外部から監督を呼んだり、コーチを呼んだりしています。これは日本の文化ですから、これはこれで良しとすべきでしょうが、学校は勉強をしっかりと教えるところで、帰ったら子どもは地域のスイミングに行ったり、野球クラブに入ったり、そこにはクラブの指導者がいる。いわゆるクラブチームみたいなものが、地域社会に受け皿としてあれば、子どもたちは好きなスポーツや文化活動をできると思いますが、日本の場合は学校でそれを行うことになったため、結局のところ、教員がそれを中心になってやらざるを得ないという長い歴史があります。

地域の方々の力をお借りしたり、大学生のボランティアで何とか頑張らせていただくこともできるのですが、結局、うまくいっている部活動は、顧問と子どもとの信頼関係、人間関係がうまくいっています。ですから、例えば、野球をやっているだけで済むかということ、そうではないです。練習が終わった後の人間関係や他のトラブルもありますし、そこをうまくクリアしながら乗り越えていく、そのようなところがまた部活動の良さでもあるわけです。そのようなときに、先生なり、アドバイザーがうまくアドバイスをするという経験になるのですが、そこで人間関係がうまくいっていないと、大量退部してしまうとか、もめごとがあっ

て、部活に行つて、かえつていじめが増長されるとか、悪いこともあります。

外部指導者、地域指導者、ボランティアをお願いするにしても、中心になつてしっかり束ねる人がいないとうまくいかないです。頭数さえいれば何でもできると思うのは大間違いで、もし本当にやっただけの方がいたら、その方々と集まつて共通理解をして、義務教育とは何なのかというあたりから同じ思いを持っていただく必要があります。あまりスパルタでやられても、今度はついていけない。ですから、実は大変な課題はあります。

高橋委員

率直な意見ですが、小学校の先生はすごく大変になると思います。小学校高学年になりますと、児童の指導も大変で、微妙な問題を含んでくる中で、土日の休みに部活動に行くというのは、先生に対して大変なことを強要しているような感じを受けます。

クラスの運営や教科の方に全力を注いでいただきたい中で、部活動の必要性もわかりますが、ますます大変な時代になってきたと感じます。実務的な問題は、地域の人たちに頼むにしても、総体的にうまくコーディネートできる人として、先生が関わるのがいいのではないのでしょうか。

教育長

ありがたい話ですが、中学校の先生はそれを毎日やっています。朝8時前から朝練、クラスへ行って授業、放課後は部活、土日は大会で、試合。ですから、そこに小学校の先生が行ったら大変だと言ったら、中学校の先生にしてみたら、我々はやっているという話にもなるわけです。

多分小学校の先生をというのは、子どもたちの扱いに慣れている、あるいは同じ教育公務員だから、安心を担保できるということもあると思います。自分が教えた子どもたちが中学校に行くということもあつて、連続性もあると思います。

それから、最近、新採用の先生が増えており、若い、元気のいい先生がたくさんおられます。そのような力も大いに発揮してもらえたらいいのではないかと思います。余りにも身近過ぎて、安直な考え方かとも思いますが、同じ学区であれば、日ごろからの連携もあるので、気安さもあるかもしれないです。

委員長

私は、先ほど申し上げたように、社会、地域の資源を使わなくてはならないだろうと思います。人材がないから行わない、これまでの日本の学校におけるクラブ活動のあり方は限界であり、これ以上行わないということであれば、それは別ですが、そうもいかないと思います。行うとなると、地域の資源を使わなければならない。そのような協力をお願いしなければならないと思います。そうなったときに、やはり教育委員会が中に入るとということだろ

うと思います。

教育長

そうすると、教育委員会は窓口、指導と言うとよくないけれども、学校に協力していただける人と学校との連携をきちっと図れるような、レクチャーをしながら手伝っていただく部署をつくるしかないのではないかという気がします。

望月委員

派遣できるような、人材バンクのようなものですね。意外とこれは集まりません。御自身でスポーツをされている方が多くて、土日は自分がやりたい方が多いです。

私も中学校の学校現場を経験し、特に校長になって生徒指導やいろいろ大変な問題もあったのですが、何が一番大変かという、部活動のことでした。

そのような経験の中で、秦野市教育委員会がここまで踏み込んでやっていただくことは、現場のサイドに立つと、現場の先生方は大変勇気づけられると思います。外部指導者という課題もありますが、まず、小学校の先生方に協力願うことは、現状ではやむを得ないかなと思います。

実は昭和40年代後半に、部活動を社会教育に移行すべきだという考え方がありまして、いくつか実験校を設けました。しかし、これが失敗しています。なぜかという、地域指導者よりも、教員に指導してもらう方が保護者は安心なのですね。勝負至上主義ではなく、教育的な配慮のもとに指導するので、保護者の立場では、先生に預けるのが安心だということで、社会教育への移行が消えて現在に至っています。

できることは、このあたりから手を着けるのがいいのではないかということで、教育委員会でこれを進めていただくと、学校現場の方は、特に中学校の方は先生方も勇気づけられるのではないかと思います。

それから、やっとならば指導要領に、理念的な考え方だけでも文言が入ったということは、それだけ部活動が人間形成に貢献していることを国が認めたということだと思います。ですから、いかにこれについてのお金をつけるかということ、国も十分考えなければいけないと思います。この文言が入ったということは、学校現場の先生方も改めて部活動についての教育的な効果を問い直し、認識できていると思います。したがって、国の方ではもう少しお金の方を今度は目に見える形で対応していくというのが課題かなと思います。

委員長

以前から申し上げていますが、秦野市は一つのモデルの市にしたいから、こういうことを行う。だから補助金をくださいという話にはならないのですか。そのような制度はないのですか。

教育指導課長	<p>おそらく教育特区の関係をたどっていけば、当てはまるものが出てくるかもしれません。現在、平成20年度の財政においても、部活動の地域指導者活用事業については補助金が県から出ています。これが補助率3分の1ということで、こちらには毎年申請し、3分の1満額ではありませんが、いただいている経過があります。</p>
委員長	<p>秦野市は平成15年から部活動検討会に熱心に取り組んでいるので、このような成果が上がりつつあるので、さらに発展するために補助金をくださいという話にならなければいけない。そのような意味では、検討委員会まで作って取り組んでいるので、他市町村のモデルになるものを作ってはどうか。</p>
委員長	<p>他に意見、質問等はありませんか。</p>
委員長	<p>—特になし—</p>
委員長	<p>それでは、教育長報告(3)から(7)のところで意見、質問等がありますか。</p>
教育長	<p>先ほど、資料3の就学指導の結果の中で、発達障害を持っていると思われるお子さんの数もというお話をしましたが、指導課長の方でデータがあるようですので、情報提供をお願いします。</p>
委員長	<p>—教育指導課長説明—</p>
委員長	<p>資料5の1ページ(3)「サポート校」というのは何ですか。</p>
教育指導課長	<p>全国には不登校児童・生徒を扱う、サポート校という私立の学校があります。県内には1つありまして、この1名はそちらに行きます。性格としては、毎日通学する学校もあれば、通信制の形をとっているところもありますし、かなりフレキシブルな対応が可能な学校が多いようです。</p>
委員長	<p>これは高校ですか。</p>
教育指導課長	<p>高校です。</p>
望月委員	<p>適応指導教室の「いずみ」の件ですが、東海大学の学生もボランティアとして何人か関わらせていただいています。私も生徒指導を担当しておりまして、この1月にその中の2人に講義の中で発表をする機会を与えました。学生は1人20分、内容、どのようなことを行っているか、関わった動機はどのようなことか、今どのようなことを行っているかということなどを中心に発表して、学生も大変喜んでいました。聞く学生の方も講義が終わってからいろいろ質問をして、私に対する普段の講義の質問よりもはるかに多くて、私も良かったなと思います。また引き続きこのような機会を与えていただくと、学生も喜ぶのではないかと思います。よろしくをお願いします。</p>
教育指導課長	<p>ありがとうございます。今年も東海大学の「メンタルフレンド」</p>

委員長

という名称で、ボランティアで来ていただきまして、子どもたちも年齢が近いということがあり、非常に親近感を持って接しているようです。また、出会うことを楽しみにして来るといふ子どももいるということで、教育的な立場として大変感謝しているところです。

先ほどのクラブの問題もそうですが、大学生も子どもと接すると、学生自身が成長します。

それから、教育長から詳細に報告がありました指定管理者についてですが、これは我々としても3年間の成果というのはいちつと聞いて分析する必要があります。その機会はあるだけ早い方がいいと思いますが、報告を伺うのはいつできますか。

スポーツ振興課長

3年間の成果については、指定管理者であるスポーツ振興財団から、自分たちの事業報告をもとに、成果、課題、問題点を含めまして、それを受けて検討委員会を設置し、その中で評価し、皆様にも提示させていただきます。4月以降、3～4カ月の間で、今後の指定管理者の方向も含めまして、できるだけ早く庁内の検討委員会に関係する部課長、市長部局の部課長に集まっていたいただき、評価も含めて、検討していきたいと思っております。

委員長

できるだけ早くお願いします。

他にありませんか。

—特になし—

委員長

次に、議案に入ります。

本定例会には5件の議案が提出されています。議案第6号「秦野市教育委員会教育目標及び平成21年度秦野市教育委員会基本方針・主要施策について」教育指導課長より説明を願います。

—教育指導課長から議案第5号について説明—

教育長

前回、学習会の中で議論いただいたものを踏まえて、整理し直したものがここにあります。特に教育目標については、未来永劫これでいくわけではありませんが、少なくとも10年間ぐらいは、新しい学習指導要領が改定されるあたりまでは堅持できる目標でということで、委員長からの指摘もありました視点を踏まえて書いてみたものです。下の5つの項目は、市民憲章と整合をとらせた関係でこの順番になったことを確認させていただきたいと思っております。

基本方針ですが、これは次年度分で、1番から8番まであります。1から3が教育総務部関係、学校教育関係です。4から6が生涯学習部、社会教育系の方針です。7番8番は、両部にまたがる全体のものという整理をしております。この文言については、予算編成に当たって、教育委員会が出したものが基本になってい

ますので、全部を網羅はできないのですが、基本的にはこれは大事にしていきたいというもので、前回の議論を踏まえて整理をしたものです。

あとは、新規事業と重点事業ということで、毎年行っているものについては割愛、予算額を書くことによって事業の内容を具体化していきたいという思いが書かれたということ、前回指摘いただいた部分は網羅したつもりですが、漏れがあるといけないので、またここで検討いただければと思います。教育目標と21年度の基本方針・主要施策と2つありますので、分けていただければありがたいと思います。

委員長

前回の議論の中で漏れているところ、さらに追加すること、削除すべきことがありますか。

特に気になる部分があります。教育目標に「必要な資質を備えた、以下に掲げる人の育成」とあります、これは良いですが、「支援に努めます」とあります。何の支援に努めるのですか。人を育成するのだから、「育成する」で良いのではないですか。支援というのは何を支援するのですか。

教育長

生涯学習の視点というのは、環境づくり、支える、サポートづくり、サポートという視点がありまして、子どもだと育成で単純にいくのですが、大人の方々への育成もあります。学ぶ環境を支える、創るとか、活動をしたいというときに、それに適切なサポートができる状況をつくるというのが求められていることから、育成と支援をあえて並列させています。

教育長

前回の議論で、最近の「支援」という言葉についての話し合いもありましたが、目標だから「育成」だけでいいとすれば、「育成」だけでもいいですが、生涯学習の方としてはどうですか。

生涯学習課長

今、生涯学習で求められているのは、情報もそうですし、家庭もそうですし、学んだ成果を地域に戻すという支援を求められているというところで、生涯学習の方からは「支援」という言葉をぜひ入れておきたいと思います。

委員長

その他いかがですか。非常にすっきりして、具体性があって良いと思います。

望月委員

大分すっきりして、ポイントがつかめたかなと思います。教育基本法と学校教育法を含めて、学校教育法を改めて読んでみましたが、幼稚園の教育の目標、小・中・高、特別支援学校、学級等を読んでみたのですが、教育基本法を根幹に置けばいいだろうと思ひまして、これですっきりするのではないかと思います。

市の方で一番重要なのは市民憲章ですから、国の考え方、市の考え方がしっかり大目標に入っていることはすばらしいことで

はないかなと思います。

4つの具体的な目標があるわけですが、目標設定をしたわけですから、今度は評価をしなければいけないので、評価しやすいということから考えると、例えば、生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人、ここは、学校教育と社会教育の市の施策の中にどれとどれがここに入るかだと思います。人や自然との共生・共存を大切にするものは、どれがここに入るかということ整理していただければと思います。

教育長

「公共の精神を尊ぶ」という表現は、他は平易な表現を使っている中で、ここだけ文語調です。ただ、教育基本法などは「尊び」となっており、「尊重し」の方がやさしいかなと思ったのですが、先般の意見の中からこのようにさせていただきました。あまり気にならないければこのままでいきたいと思います。

委員長
教育長

良いのではないですか。

教育プランを作る上でもこれがベースになります。子ども教育プランにしる、社会教育プランにしる、これから構想を作り上げていくわけですが、すべての基本にこれが据えられるということです。従前の教育目標は抽象的で言葉の組み合わせもいかなものかという批判もあったのですが、完璧だとは思いませんが、少しわかりやすくなったかなという気はします。

委員長

他にありませんか。

—特になし—

委員長

それでは、議案第6号「秦野市教育委員会教育目標及び平成21年度秦野市教育委員会基本方針・主要施策について」原案のとおり可決することに異議ありませんか。

—異議なし—

委員長

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「秦野市教育委員会関係施設の防火管理者を定める規程の一部を改正することについて」及び議案第8号「秦野市教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則の一部を改正することについて」スポーツ振興課長から説明を願います。

—スポーツ振興課長から議案第7号及び議案第8号について説明—

委員長

質問、意見等がありますか。

—特になし—

委員長

それでは、議案第7号「秦野市教育委員会関係施設の防火管理者を定める規程の一部を改正することについて」原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員長 —異議なし—
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第8号「秦野市教育委員会所管の公の施設の事務室等管理規則の一部を改正することについて」原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員長 —異議なし—
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第9号「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」図書館長から説明を願います。

委員長 —図書館長から議案第9号について説明—
質問、意見等がありますか。

委員長 —特になし—
それでは、議案第9号「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」原案のとおり可決することで異議ありませんか。

委員長 —異議なし—
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
続いて、議案第10号「秦野市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程」及び「秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて」教育総務課長並びに学校教育課長から説明を願います。

委員長 —教育総務課長並びに学校教育課長から議案第10号について説明—
セクシャルハラスメント等ではなく、ハラスメント一本にするのは駄目ですか。それだと漠然とし過ぎますか。

教育総務課長 検討させていただきます。市の方と合わせていますが、セクハラ、パワハラ以外のハラスメントも出てきていますので、そうなると、そこで言っているのかどうか検討しなければなりませんので、今回の部分ではこの改正でお願いしたいと思います。

委員長 他に質問、意見等がありますか。

委員長 —特になし—
それでは、議案第10号「秦野市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程及び秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて」原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員長 —異議なし—
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
次に、本定例会には1件の請願が提出されております。「教科書採択についての請願」を議題とします。事務局から補足説明が

教育長

ありましたら、お願いします。

—教育指導課長説明—

請願については誠意を持って対応することになってはいますが、これらについては、採択、不採択、趣旨採択等の取扱いがあります。

請願事項の1点目、2点目は、まさにこのとおりです。改めて請願されたということで確認かなという感じがしますので、請願事項そのものについては、一番よい教科書を採択したいと思っている教育委員会としては当然だろうという気はしています。

ただ、理由を見ていきますと、「教科により濃淡を付けることが現実的ではないか」というお考えが書かれていますが、改めて教科書採択に濃淡をつけてしまうことは果たしていかがかなと思います。現実の問題というよりも、基本的な考え方として教科書によって重点的に見る教科書と、それに比べて軽く扱う教科書があっているのかというのは気になったところです。

望月委員

教科書採択というのは非常に大きな課題であり、重要な問題でありますし、我々自身も教科書採択にかかる法的なものを研究すると、複雑な部分もあつたりします。そのようなことも含め、内容等もろもろの問題について、時間をかけて我々の学習を多面的に深めながら、方向性を出していくことが妥当ではないかなと考えています。我々もじっくり学習を深める時間を取るのはいかがでしょうか。したがって、継続審議という方向を取ったら良いのではないかと考えています。

教育長

新しい教育委員さんは教科書採択の経験がないので、この制度がどのような仕組みになっているか、結構ややこしいというか、何が一番いい制度かというのものもあるわけですが、制度そのものも、教科書の数が膨大な数があります。この方も言われていますが、全部を万遍なく教育委員が見るということもありまして、実態をいろいろな資料を見ながら経験されて、そういうものを踏まえての議論の方が中身の濃い議論ができるかなという気はしています。

委員長

具体的にイメージはお持ちではないかもしれませんが、いかがですか。

加藤委員

記載されているように、我々も教科書採択という問題に対して責任が大きい中で、どれだけの労力と時間をかけながら、実務的にいろいろなことがありながら教科書採択をしていくのかというところがあります。数日前にこの資料をいただいたばかりですので、時間をいただいて内容を勉強させていただきながら、請願に対して考慮していければと思います。

委員長

私は今まで、教科書採択のときには全教科を見てきました。理科の教科書は見ればよくわかって、おもしろいから時間をかけて見るということもありますし、どれがいいか悪いか、おもしろいかおもしろくないかはよくわかります。

率直に申し上げれば、音楽の本を見て、どれがいいか、すぐわかるかという、なかなかわからないのは確かです。しかし、この教科書は丁寧に見て、この教科書はどうでもいいというやり方はどうかと思います。私はどの教科も公平に見たいと思っています。そのためには時間もかかるし、大変なことであることは確かです。こういった意見がそのままいいとは思いません。

もう一つは、今回の教科書採択というのは、いろいろな規制、基本が変わってきていますので、教科書採択に当たっては時間をかけて勉強しながら行うことが良いと思っています。請願がなくても、教育長のおっしゃるとおり、一部はそのとおりだと思えるところもありますが、全体を通して、これらの意見を検討する必要があると思います。

ただ、教科書採択に当たっては十分時間をかけて勉強しながら行った方が良いと思っています。意見についてもいろいろな意見があるかと思いますが、意見も真摯に受けとめて、請願に対しても誠実に対応するというにしたいと思っています。時間をかけたら良いかなと私も思っています。高橋委員はいかがですか。

高橋委員

文部科学省の「教科書採択のあり方の改善について」というのを見たのですが、主たる教材としての教科書を採択するに当たっては、教育委員会のなすべき仕事のうちで最も大切なことのひとつであると明記されています。やはり、それなりの時間と労力をかけて採択すべきだと思いますので、勉強会等を開いていただけたらありがたいと思います。

委員長

教科書採択に当たっては、基本的な事項がいろいろあるので、それらを含めて検討する機会がありますね。

教育長

これもそうですが、前にもお話ししたとおり、教育課題が山積してしまっていて、こういうところで一つ出たもので5分や10分議論して結論が出るようなものばかりではありません。

ですから、集中的に議論する場を作らなければならないと思います。教科書の問題だけではなく、不登校、いじめ、学力問題からいろいろな問題があります。今回、教育目標については学習会をやらせていただいて、時間をかけて良かったなと思うのですが、時間をかけてやらないと追いつかないです。

委員長

私はそう思います。ぜひ時間をかけて議論していただく必要があると思います。

教育長
委員長

4月からぜひやりたいと思います。

請願は、採択、不採択、趣旨採択ということがありますが、今日、これに対してどれかを決めることも難しいと思います。もう少し我々の間でも勉強し、議論しながら詰めていきたいと思えます。そういう意味では、これについても継続審議ということにしたいと思いますが、いかがですか。

—異議なし—

委員長

それでは、請願については継続審議といたします。

ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室を求めます。 [午前11時05分]

—関係者以外退室—

[削除]

委員長

以上で3月定例教育委員会会議を終了いたします。

[秘密会午前11時25分終了]